

令和4年11月17日

本別町営農資材高騰緊急対策臨時特別支援給付金のご案内

■給付金の概要

本別町では、新型コロナウイルス感染症の長期化や国際情勢の影響により原油価格や農業用資材が高騰していることを受け、経営の安定に支障が生じている町内の農業者に対し、営農意欲の向上と経営の支援を図ることを目的に、特別支援給付金を交付いたします。

給付金の受取には、申請が必要となります。詳細は下記のとおりとなっておりますので、内容を確認のうえお手続きください。

不明な点がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

■給付金の交付対象者

次の（１）～（３）のすべてに該当する農業者

- （１）原則、町内に住所を有し、町内の農地で営農している農業者等（個人、法人）
- （２）給付金の申請時において営農をしていて、令和４年中に農業収入のある農業者
- （３）令和５年以降も営農を継続する意思がある農業者

■給付金の交付金額

次の①～③の合計金額を交付

①定額給付	５０，０００円／１経営体	同一人物が複数の経営体の代表となっている場合、交付は１経営体のみとなります。
②耕作面積加算	１００円／１０ａ	令和４年の耕作面積を基本とし、自家用栽培地、放牧地は除きます。
③飼養頭数加算	３５０円／１頭	令和４年２月１日現在と令和４年１０月１日現在の牛、馬、豚等の飼養頭数を比較して、いずれか少ない頭数とします。

■申請受付期間

令和４年１２月１日（木）～令和４年１２月２８日（水）

■申請方法

裏面の「給付金の申請方法」をご覧ください

**給付金に関する
問い合わせ先**

本別町役場 農林課農務担当

電話：０１５６－２２－８１２６（直通）

申請方法は裏面へ

給付金の申請方法

■申請窓口

本別町役場 1階 農林課 農務担当（電話：0156-22-8126）

■必要書類

- （１）給付金交付申請書
- （２）申請金額の内訳書（耕作面積加算・飼養頭数加算）
- （３）誓約書
- （４）令和４年中の農業収入が確認できる書類（販売伝票など）
- （５）振込先口座が確認できる書類（通帳の写しなど）

※上記以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

■申請から交付までの流れ

①申請書類の提出	○上記の必要書類を申請窓口までご提出ください。 ○申請期間は令和４年１２月１日（木）から令和４年１２月２８日（水）までです。
②申請書類の確認	○提出された申請書類に、不備や不明な点などがあった場合には、お電話等で確認させていただきます。
③給付金の交付	○給付金の交付は原則、口座振込となります。 ○提出された申請書類の内容を確認後、交付金額と振込予定日を記載した通知書をお送りします。 ○給付金の交付は、申請書類の内容を確認後、２週間以内を目安に指定口座への振込を予定しておりますが、確認作業に時間が掛かり、振込までに時間を要することがありますので、ご了承ください。 ○給付金の振込期間は１２月末～２月末を予定しています。

※本別町営農資材高騰緊急対策臨時特別支援給付金の交付に関し、申請者に対して、手数料等の振込やＡＴＭの操作をお願いすることは、絶対にありません。詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

■その他

給付金の交付対象者や金額については、表面に記載しております。

給付金に関し不明な点等がありましたら、上記の申請窓口までお問い合わせください。